

(健Ⅱ85F)
令和3年5月13日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

ワクチン接種後に新型コロナウイルス感染症と診断された症例に関する国立感染症研究所による医療機関に対する積極的疫学調査への協力依頼について（周知）

標記の通知については、令和3年4月5日付（健Ⅱ9F）をもって貴会宛てにご連絡いたしました。

今般、同通知の改正がなされましたのでご連絡申し上げます。

改正点は、一回目のワクチンを接種してから14日以上経過して新型コロナウイルス感染症と診断された症例に対する積極的疫学調査については、国立感染症研究所よりHER-SYSに入力した診断医師宛てに連絡されることがある旨、追記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年3月31日
令和3年5月12日一部改正

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

ワクチン接種後に新型コロナウイルス感染症と診断された症例に関する国立感染症
研究所による医療機関に対する積極的疫学調査への協力依頼について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。令和3年2月より医療従事者に対する新型コロナウイルスワクチン接種が開始されたところですが、ワクチン接種後に新型コロナウイルス感染症と診断された症例が報告されております。接種後に感染した者の疫学的実態は明らかではないことが多いため、下記の積極的疫学調査を国立感染症研究所（以下「感染研」という。）において医療機関に対して実施いたします。つきましては、管内の医療機関に当該調査へ協力いただくよう周知の程よろしくお願いいたします。

なお、本調査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第2項に規定する積極的疫学調査として実施するものであり、患者本人の同意取得は不要となることを申し添えいたします。

記

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による発生届については、令和3年2月10日の改正により新型コロナウイルスワクチン接種歴（ワクチンの種類、接種年月日等）を記入することとしていますので、発生届を行う医療機関又は保健

所におけるHER-SYSへの入力について遺漏なきよう徹底¹をお願いいたします。

なお、ワクチン接種歴については、ワクチン接種歴のある発生届の必要な新型コロナウイルス感染症の患者等の事例全てについてHER-SYSへの入力が必要²であり、接種年月日を問わないことを申し添えます。

2. 一回目のワクチンを接種してから14日以上経過して診断された症例については、以下の臨床検体を感染研に送付していただくようよろしくお願いいたします。

また、国立感染症研究所よりHER-SYSに入力した診断医師宛てに連絡をさせていただきます。

- ・呼吸器検体（喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、唾液）

※診断時の残余検体でも可だが、抽出核酸ではなく臨床検体が望ましい

3. なお、当該患者について医師の判断により診療の一環として、下記の検体を用いた中和抗体測定の場合、別途、医療機関から国立感染症研究所にご相談ください。

- ・診断後間もなく採血された血清あるいは血漿検体（2cc以上）
- ・診断から10-14日後に採血された血清あるいは血漿検体（2cc以上）

【検体送付先】

検体送付先：国立感染症研究所 感染病理部 メールアドレス：pathology@nih.go.jp

※検体送付前に必ずご連絡ください。

【担当】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

戦略班 堀、岡、竹下

TEL: 03-3595-1111（代表）

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/000737647.pdf>

² なお、医療従事者が受診した場合は、既にワクチン接種を済ませている可能性がありますので、接種歴の確認にご留意くださいますようお願いいたします。